

新潟冷蔵株式会社・行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活・子育ての両立を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年11月1日～ 令和6年10月31日までの 1年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を随時積極的に行う。

<対策>

制度に関し、機会に応じて改めて社員への周知を行う。

目標2：令和6年12月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

- 令和5年11月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和5年12月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和6年 1月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和6年 1月～ 取得状況のとりまとめや声掛けなど取得促進の取組実施